

第1章 環境基準及び指針値

1 大気の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、 1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までの ゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。(※)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、 1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。

(※) 令和 7 年度は、令和 8 年 1 月 30 日改正前の環境基準値及び評価方法が適用されている。

2 評価方法

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素

①短期的評価（二酸化窒素を除く）

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

②長期的評価

ア 二酸化窒素

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。

(2) 微小粒子状物質

長期基準と短期基準の両方について、長期的評価を行う。

①長期基準に関する評価

測定結果の 1 年平均値を長期基準（1 年平均値）と比較して評価を行う。

②短期基準に関する評価

測定結果の 1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値を短期基準（1 日平均値）と比較して評価を行う。

3 環境中の有害大気汚染物質等による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

項 目	指 針 値
アクリロニトリル	1 年平均値が2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1 年平均値が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀	1 年平均値が0.04 $\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1 年平均値が0.025 $\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1 年平均値が18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 年平均値が1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1 年平均値が2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及び無機ヒ素化合物	1 年平均値が6 ng As/ m^3 以下であること。
マンガン及びその化合物	1 年平均値が0.14 $\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	1 年平均値が94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	1 年平均値が120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。